

平成28年度

事業計画

平成28年 4月 1日から
平成29年 3月31日まで

公益社団法人 徳島県環境技術センター

平成28年度 事業計画書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日まで)

我々浄化槽業界も他の業界同様、景気の動向に大きく左右されるが、今後、二十数年前のバブル期のような時代が再来することは期待薄である。

徳島県では、まさにそのバブル期に計画された、旧吉野川流域下水道の普及工事が進んでいるが、現在の財政状況を鑑みた場合、下水道による汚水処理に固執するよりも、将来を見据えた浄化槽による汚水処理が、賢明な選択と言える。

そこで当法人は、昨年度より三好市で開始された、市町村設置型浄化槽のPFI方式による事業が、今年度には、周辺市町村、さらには県下全域へと拡大するよう、今後も、県担当課と連携を図りつつ役職員一丸となって邁進したい。

また、適正な維持管理を担保するために、維持管理一括契約制度や維持管理組合の設立など、あらゆる方策を駆使して、浄化槽のさらなる普及と適正な維持管理を確保できるよう、ソフト面でも、システムの確立を目指したい。

なお、この維持管理一括契約に関して、新規設置者を対象とする標準契約制度が5年目に入ることから、契約の履行状況や課題を改めて検証し、適正な維持管理の基盤を盤石なものとなるよう取り組みを進めていきたい。

一方、浄化槽の適正な設置工事を確保するためには、無資格者や名義貸しの排除、手抜き業務の撲滅等が不可欠であり、その対策として、「徳島県版浄化槽施工マニュアル」の主旨を徹底する共に、『特別認定設備士証』や『PC底板』の活用を積極的に推進することにより、資格者・技術者のレベルアップと優良業者の差別化を図りたい。

さらに、資格者に対しては、このところ技術革新がめざましい浄化槽（汚水処理技術）に対応するため、昨年度に引き続き、高度な知識と技能を習得するための講習会・研修会の開催を計画している。

〈事業計画〉

1 浄化槽による公共用水域の水質保全事業（公益目的事業1）

（1）浄化槽法第7条及び第11条に規定する浄化槽の検査に関する事業（公1検査）

1）県民の生活環境及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽法第7条及び第11条に基づき水質に関する検査を実施する。 491,340千円

平成27年度は、新たに創設した特別認定管理士による採水検査について、指定事業所への働きかけを実施したが、十分な成果が得られず、低調に終わった。

しかしながら、移行検査ならびに受検督促については、粘り強い取り組みにより、予定を上回る成果を挙げ、概ね計画数に近い業績を残すことが出来た。

よって今年度は、さらに継続して粘り強い受検勧奨を推し進めるとともに、行政並びに指定事業所の協力を得て、特別認定管理士による一次検査（採水検査）に設置者にメリットのある新たなプランを策定するなど、受検数、受検率を共に向上させることとし、前年度実績プラス2,000基の87,000基（受検率58.2%）を計画数とした。

なお一昨年度設置した事業企画推進室に、計画に関する大幅な権限を与え、地域専任制の導入などを含め、検査の実施方法や人員配置等を根本的に見直した検査方法をスタートさせることにより、効率的で且つ地域に定着した法定検査の実現を目指す。

《検査予定数》

区 分	予 定 数	備 考
7条検査	2, 5 0 0基	受検率100%
11条検査	※ 84, 5 0 0基	受検率58.2%
合 計	87, 0 0 0基	

※特別認定管理士による一次検査2, 500基を含む

2) 浄化槽法定検査の受検指導に関する事業

- ①浄化槽設置者間の不公平を是正するため、未受検者に対し、粘り強く検査の必要性を説明する。具体的には次のような方法で受検勧奨を行う。
 - ・検査員及びテレホンアポインターによる電話受検指導の強化を図る。
 - ・検査機関の督促通知方法を見直し、より効果的な指導方法を検討する。
 - ・地域担当制の導入により、効率的かつ地域密着型の検査体制を構築する。
 - ・管理者不明施設の再調査を行い、通知未達・連絡不通を無くす。
 - ・国庫補助を受給しながら未受検となっている設置者を対象に、県水・環境課と連携して、個別訪問指導等により受検指導の強化を図る。
- ②県が推進する標準契約や一括契約協議会等により、適正な維持管理を担保しつつ、法定検査の受検が継続するシステムの普及を図る。
 なお28年度は、昨年度に引き続き、協議会地域以外の既存浄化槽についても、維持管理一括契約を推進し、保守点検・清掃の各業界と検査機関が連携して、維持管理の徹底を図る。
- ③特に受検率が低く、適正な維持管理がなされていない可能性が高い単独処理浄化槽に対し、民間車検場と同様の機能を持つ特別認定管理士制度を広く周知すると共に、積極的に推進・活用することにより、従来の受検勧奨とは異なる方法で既存単独槽への更なるアプローチを行い、受検率の向上を図る。
- ④法定検査結果の信頼性、公平性、透明性を確保するため、県と検査機関の実務者で構成する『法定検査検討会』に参加し、法定検査の判断基準、改善指導方法等について十分に検討を行う。年2回以上実施し、未受検者への指導方法等の詳細を協議する。
- ⑤県が策定した徳島県版浄化槽施工マニュアルに則った施工が実施されるよう、施工業者への助言等を行う。
 また、PC底板コンクリートによる底版工事を普及させ、施工業者の負担軽減と、適正な施工の推進を両立する。
- ⑥検査員の専門知識の習得と技術力の向上を目的として、全国浄化槽技術研究集会、四

国地区検査員研修会、その他各種講習会・研修会等に参加し、人材育成を図る。

3) 検査台帳の整備、データ管理事業（公1台帳整備）

- ①設置後のトラブルを未然に防止するため、設置に関する事前相談及び法令で定められた手続きに関する指導・助言を行う。
- ②適確な指導や迅速な苦情処理を行うため、調査専門職員を配置し、適宜現地調査を実施し、下水道接続による廃止や持ち主変更などの浄化槽データ更新を常に行い、必要に応じた書類の提出を求めるとともに収集した情報を適切に管理し整備する。
なお、調査が完了し、廃止または休止等、施設を使用していないことが明らかな施設については、検査対象数から除外し、別途適切に管理する。
- ③新設浄化槽の標準契約について、使用開始報告書の提出がなく契約の開始に支障を来す場合があるため、維持管理者を連携して使用開始報告書提出の周知及び徹底を図る。また、行政の建築部局及び確認検査機関の協力を得て、使用開始時期を確実に把握する手法を確立する。

4) 不適正浄化槽の改善確認、水質改善の調査研究（公1改善指導）

- ①不適正浄化槽について早期の機能回復を図るため、漏水や破損、勾配不良等、工事・構造上の不備が適正に改善されているか追跡調査を行うと共に、未改善施設については、翌年度の検査時に、改善方法に関する指導・助言等が的確に実施出来るよう、具体的な改善手法について検討する。
- ②地域の水質保全を図るため、BOD超過等放流水質悪化施設については、機能評価検査を実施し水質悪化原因を究明、改善策を提示する。また必要に応じて、現場施設での水質改善実験等を行い、その原因を除去あるいは緩和する方策を調査・研究する。

(2) 浄化槽の機能保証制度に関する事業（公1保証） 5, 270千円

- 1) 浄化槽に対する県民の信頼、並びに安全安心を確保し、かつ原因者が修復できない又は原因者が特定出来ない場合に、早期に浄化槽の改善を確保、公共用水域の水質保全を図るため、設置者に浄化槽機能保証制度の周知を図り、活用してもらうよう積極的にこの制度のPRを行う。また、設置者に認識をもってもらおう措置として、従来の保証書に加え、(一社)全国浄化槽団体連合会で発行する保証シールを配布する。
28年度の浄化槽機能保証登録予定基数は2,000基とする。

(3) 浄化槽の適正施工・維持管理の啓発・相談等（公1啓発） 9, 550千円

- 1) 県からの委託により法定検査受検率向上事業を行う (6, 000千円)
 - ①浄化槽関係情報の集約のため各支所において浄化槽各種届出書の受付及び事前審査を行いデータ入力により浄化槽情報の電子化を行う。
 - ②行政機関と協力し前年度未受検者に対し行政からの受検督促文書を送付する。
 - ③浄化槽に関する正しい知識の普及を図るため、新規設置者を対象とした浄化槽教室

を開催する。なお、参加者には、点検記録保存用ファイルやリーフレット等を配布し維持管理の重要性を周知する。

④違法（無届）浄化槽に対する届出指導及び受検指導を行う。

- 2) 施工上の不備等を早い段階で発見し、早期改善を図ることにより、7条検査での不適正率（数）を減少させると共に、適正な施工を啓発・普及するため、市町村の委託事業の事前確認検査、竣工審査等を実施する。（3,000千円）
- 3) 徳島市からの委託により、単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進及び浄化槽の転換補助金制度の普及啓発を目的とし、転換補助金制度の周知用パンフレットの配布と設置者立会いの下での制度の説明を行う。（350千円）
- 4) 不良浄化槽の排除及び浄化槽の性能向上を目的として、(公財)日本環境整備教育センターの委託を受け、浄化槽が実際に使用されている状態で、所期の性能が発揮されているかを詳細に調査（実地調査）、7条検査結果の情報と併せてそのデータや得られた知見を浄化槽メーカーにフィードバックするシステムを構築し、製品の改善と機能の向上を図る。（200千円）

(4) 浄化槽に関する講習会・研修会の開催（公1講習会）

- 1) 適正な施工及び維持管理を確保するため、各種専門機関や先進地等から講師を招き浄化槽関係の技術者（資格者）を対象とした専門技術に関する講習会・研修会を開催する。
- 2) 処理方式や機能がメーカーごとに大きく異なることから、トラブルを未然に防ぎ、処理機能を100%発揮させることを目的に、メーカー講習会を開催する
- 3) 保守点検記録票・清掃記録票が標準化されたが、未だ規定外の様式使用や記載内容に不備が認められることから、検査結果を改善指導に反映させるとともに、実際の現場作業や水質測定・記入方法等について講習会を開催し、様式標準化の徹底を図る。
- 4) 浄化槽の現状や事例の報告、情報提供等を目的に、市町村等行政担当者、一般住民等を対象とした浄化槽説明会等を開催する。

<詳細は別表2-2>

(5) 浄化槽に関する情報の収集、情報誌の発行事業（公1情報収集）

- 1) 浄化槽に関するデータや最新情報、法律改正など行政の動向など必要な情報を提供するため、毎月1回情報誌「みどり」を発行する。
- 2) 法定検査結果の分析や統計処理を行い、HPで公表すると共に、浄化槽に関する課題や問題点に対する改善策等を提案する。
- 3) ホームページを通じて広く一般県民に対し、法人の組織や活動状況のPRを行うと共に、浄化槽の大切な役割、メリット等について啓発を行う。

4) 標準契約における、清掃料金算出のための基礎資料として、各機種ごとの容量一覧を作成、清掃業者に配布する。

(6) 地域の水環境保全のため、浄化槽の普及を図る事業 (公1 普及促進)

- 1) 未処理の雑排水による公共用水域の水質悪化を防止するため、県内市町村に対して、合併処理浄化槽の面的な整備が可能な市町村設置型浄化槽の制度導入を推進するため県下の市町村長に対への要望活動を実施する。
- 2) 公共用水域の汚濁防止を目的として、汲み取りトイレ又は単独浄化槽を使用する一般住民に対して、新聞・HPへの掲載・パンフレットの配布等を通じて、合併処理浄化槽への転換を推進する。

(7) その他地域の水環境保全、公衆衛生の意識高揚を図るための事業 (公1 水質保全)

- 1) 環境保全の意識高揚を図り、美しい水環境を後世へ引き継ぐため、河川敷等水際の清掃・美化活動などのボランティア活動を実施する。津田公園のパークアドプト等
- 2) 浴場やプール等の水質検査の結果、公衆衛生上問題が生じる可能性があると考えられる場合等には、その再検査費用の一部を補助し、検査機会を増やすことによって公衆衛生の意識高揚を図る。
- 3) 環境教育の一環として、児童・生徒を対象とした、環境学習・出前講座など、子供向けの啓発事業を実施する。
- 4) 水環境に係る地域に密着した環づくり会議への参加および各種ボランティア活動等に積極的に参加・協力する

2 計量証明事業 (収益事業1) 36,000千円

(1) 計量証明事業及び建築物飲料水水質検査事業

- 1) 一般住民又は事業所、浄化槽保守点検業者等からの依頼により水中及び土壌中の物質の濃度を測定し、計量法第107条の規程による計量証明書を発行するなど計量証明事業を実施する。
- 2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第4号の規程による飲料水の水質検査を実施する。
- 3) 上記2事業に関し、新規顧客開拓に努めると共に、水質分析体制と計測・検査機器の整備拡充を図り、精度管理を徹底する。

3 受託講習会及び業務効率化支援並びに各種用紙・物品販売事業 (収益事業2)

(1) 各種用紙販売事業 2,500千円

- ①浄化槽管理士、浄化槽設備士国家試験の申請用紙、浄化槽工事業登録(届出)申請書および浄化槽工事業登録(届出済)票、浄化槽設置届出書、維持管理標準契約書、保守点検記録票、清掃記録票等の各種用紙等を印刷・販売する。

②関係法令等の周知を図るため、浄化槽取扱要綱等関係法令集、汚水量算定要領等の編集・発行（配布又は販売）を行う。

(2) 物品販売事業 3,000千円

浄化槽の施工・保守点検・清掃の業務を行う上で、効率的且つ利便性の高い資材・物品等の企画・製造・販売を行う。

(3) 底板販売事業 4,400千円

県が策定した「徳島県版浄化槽施工マニュアル」の遵守を徹底するため、会員企業等に対して、浄化槽用PC底板を販売する。

(4) 浄化槽関係技術者の育成と技術向上に関する事業 850千円

1) 浄化槽関係の資格者の高齢化が進んでいるため、徳島県に於いて若い世代の資格者を養成する。

①浄化槽設備士試験に合格するための受験対策講習会を開催する。

②浄化槽特別認定管理士講習及び対策講習会を開催する。

③第2種電気工事士試験に合格するための支援として、受験対策講習会を開催する。

2) 有資格者（浄化槽管理士・設備士）を対象に技術の向上を目的として講習会を開催する。

(5) 汚水処理施設の管理及び技術指導に関する事業 1,000千円

1) 下水道終末処理場、コミュニティプラント、あるいは、し尿処理施設等の汚水処理施設は、処理原理や構造・仕組みがほぼ浄化槽と同じであることから、下水処理場等公的施設で実際に運転管理を行っている研修機関等に於いて高度な汚水処理技術を習得し、その技術・知見・情報等、維持管理に係るノウハウを会員事業所に引き継ぐことにより、県内業界のレベルアップを図る。

(6) 浄化槽関係業者の事業の適正化及び効率化等を支援する事業

1) 浄化槽関係業者の業務の効率化や迅速性・正確性・継続性の向上、情報漏洩の防止等を目的として、会員企業等が持つ顧客のデータベース化を推進し、検査機関又は業者間での連絡・報告・照会等、相互の情報交換を電子化することを支援する。

①パソコンや業務ソフトの共同購入や開発、あるいはパソコンの実務講習会の開催等を実施する。

②全浄連が推進する「スマート浄化槽」のシステム導入の検討を行う。

③『特別認定設備士証』等、資格者証を発行し、資格者の地位向上と差別化を図る

2) 保守点検業務の効率化・適正化を目的として、保守点検事業者の組織化（事業協同組合の設立等）を支援する。

4 管理部門

(1) 法人運営に関する事業 6, 364千円

1) 会員

景気低迷により、浄化槽の新規設置数が減少し、それに伴う会員の退会増など、法人経営が厳しい状況のなか、運営に必要な財源を確保するため、次の事業を行い、組織の基盤強化を図る。

- ①会員の入会促進を図り、会員活動を充実させる。
- ②上部団体との連携強化を図り、維持管理補助金の創設などの要望をする。
- ③全浄連ニュース等各種最新情報を提供する。
- ④浄化槽設備士会、浄化槽管理士会と連携し、無資格者による設置工事及び保守点検業務の排除を検討、資格者の地位向上を図る。

2) 業務執行体制の整備と強化

- ①定期社員総会及び定期理事会（年3～4回）を開催する。また必要に応じ臨時社員総会及び臨時理事会を開催する。
- ②理事会に提出すべき議案、その他重要な職務執行に関する事項を協議・検討するため必要に応じて常任理事会を開催する。
- ③『環境広報』・『施工技術』・『保守点検・清掃』の各委員会、並びに『浄化槽普及促進部会』を、それぞれ年3回程度開催し、課題や対策を協議する。
- ④特別認定管理士制度の開始に伴い制度の問題点や課題についての協議、情報交換やレベルアップのための研修等を実施する。
- ⑤業界間の調整を行い、標準契約の円滑な履行等を図るため、上記委員会・部会の合同会議を開催し、連携・協力体制を構築する。
- ⑥事業報告並びに決算に関して、監査を実施する。また必要に応じて中間監査等を実施する。

3) 職員教育等

- ①管理者研修として、経営コンサルタント・社員研修会社等から講師を招き、管理者として必要な能力の向上を図る
- ②職場環境の改善対策として、産業保険推進センター等から講師を招き、メンタルヘルスや腰痛予防等について学習する
- ③警察や保険会社等から講師を招き、交通安全研修を実施する。
- ④職員に個人情報保護法および関係法令に関する研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図る
- ⑤エコアクション21のマネジメントシステムを遵守しながら、職員に対する廃棄物排出量や節電等、環境への取り組み意識の高揚を図る。

4) 支所の業務の状況

設置届出関係書類の受付以外に定版その他物品販売業務等、支所の活用方法を

検討する。28年度の勤務体制は別表1のとおりである。

5) その他

①被災時の復旧支援

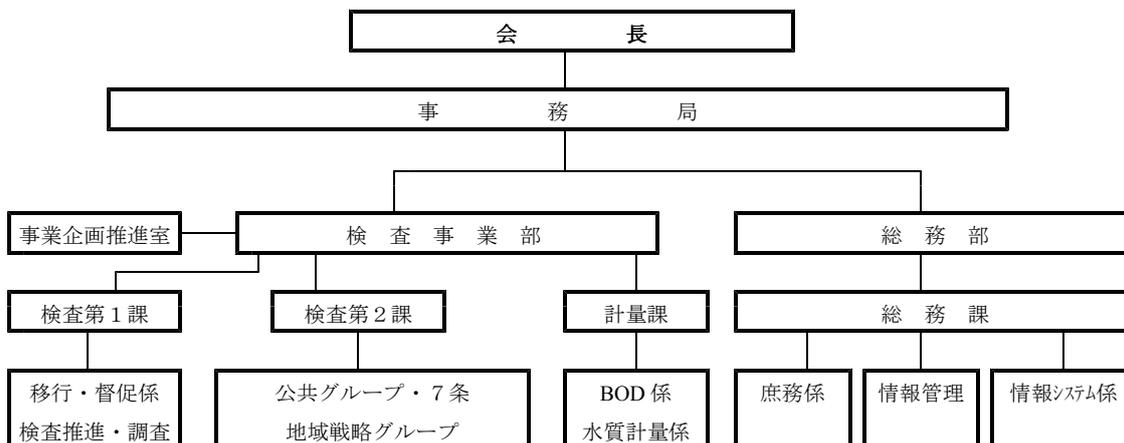
今後発生が予想される、南海・東南海地震等に備え、災害時における浄化槽の緊急点検・復旧等に係る体制を整備する。また、復旧支援協定に基づき、締結市町村に対して災害支援体制マニュアルを配布し、支援体制の整備・強化を図る。

②策定した法人のBCP（事業継続計画）を引き続き検討・更新するとともに、被災時の対応マニュアルを作成、避難訓練等も実施する。

6) その他当法人の目的を達成するための事業

①前記事業の他当法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。

7) 事務事業の執行体制



【別表1】

支所の勤務体制

管轄	支所名	受付時間	担当	備考
東健福祉局	徳島	AM 8:30 ~ PM 5:30	2人	
	阿北	AM 9:10 ~ PM 4:00	1人	但し水曜日のみ AM9:10 ~ 12:00
	小松島	AM 8:30 ~ PM 5:00	1人	食品衛生協会へ委託 ※
南部	阿南	AM 8:30 ~ PM 5:30	1人	
県西民部局	美馬	AM 9:00 ~ PM 4:30	1人	
	三好	AM 10:00 ~ PM 3:00	1人	但し 火・木・金

※小松島支所は平成28年6月末をもって閉鎖します。